

募集

意見を募集します(パブリックコメント)



紅葉ヶ丘西地区の地区計画案

提出・問い合わせ先 都市計画課計画担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1135 📠(584)1143 🆔 1015571

地区計画(案)を公表し、意見を募集します。

公表する地区計画(案)

▷紅葉ヶ丘西地区計画(案)

紅葉ヶ丘西1丁目～7丁目

公表期間 6月5日(金)～19日(金)

公表場所 都市計画課および市ウェブサイト

提出期間 6月5日(金)～26日(金)(必着)

提出方法 窓口、郵便、ファクス、Eメールのいずれかで意見書(様式)を提出する

※様式は窓口または市ウェブサイトで入手できます。

市政

税金や保険料の納付



簡単・便利な支払方法を案内します

問い合わせ先 収納課収納管理担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1141 🆔 1007394

○口座振替

希望の金融機関から、納期ごとに自動で引き落とします。次の2つの方法で申し込みができます。

▷口座振替申込用紙で申し込む

申込可能な金融機関 筑紫農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、みずほ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、福岡中央銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、福岡信用金庫、福岡県信用組合、ゆうちょ銀行

必要なもの 預金通帳、通帳印、納税(付)通知書などの納付番号が分かるもの

申込先 各金融機関窓口

※申込用紙は、市内の金融機関や収納課窓口にあります。

▷インターネットで申し込む

パソコンやスマートフォンなどでいつでも申し込みができます。

申込可能な金融機関 筑紫農業協同組合、福岡銀行、西日本シティ銀行、筑邦銀行、佐賀銀行、十八親和銀行、福岡中央銀行、熊本銀行、佐賀共栄銀行、楽天銀行、福岡県信用組合、ゆうちょ銀行

○キャッシュレス決済(スマホ決済)

スマートフォン決済アプリで、いつでもどこでも納付ができます。納付書に印字されたバーコードまたはQR

コード(eL-QR)をスマートフォンのアプリで読み取って決済してください。

▷バーコード対応アプリ

PayPay請求書払い、PayB、支払秘書、d払い請求書払い、auPAY(請求書払い)、FamiPay

▷eL-QR対応アプリ

「地方税お支払サイト」を見てください。

○現金での納付

金融機関窓口の他、コンビニエンスストアでは早朝や夜間などでも支払いができます。

※指定納期限を経過したものや金額が30万円を超えるものなどコンビニエンスストアで納付できない場合もあります。

※eL-QRが印字された納付書は、従来の市指定収納金融機関に加え、全国のeL-QR対応金融機関でも納付ができます。対応金融機関は「地方税お支払サイト」を確認してください。

○クレジットカード・インターネットバンキング

パソコンやスマートフォンで「地方税お支払サイト」にアクセスし、納付書に印字されたeL-QRを読み取るか34桁のeL番号を入力してください。



▲地方税お支払サイト

市政



発行を開始します

令和8年度所得証明書など

問い合わせ先

▷ 証明書の発行について 市民課受付戸籍担当

☎(584)1120 ☎(584)1141

▷ 証明書の内容について 税務課市民税担当

☎(981)0113 ☎(584)1141 ID 1000859

令和8年度の所得証明書・所得課税(非課税)証明書・非課税証明書の発行を開始します。

※確定申告の提出が遅くなった場合や、市に前年中の収入などの資料が届いていない場合は、証明書の発行ができないことがあります。

開始日 6月1日(月)

○証明書コンビニ交付サービス(ID1000848)

場所 マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど

手数料 1通250円

必要なもの マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書付きのもの)

注意事項

- ▷ カードの申請方法などは、マイナンバー総合サイトを見てください。
- ▷ コンビニ交付サービスでは、「非課税証明書」と春日市から転出している人の証明書は発行できません。
- ▷ マイナンバーカードを利用する際は、4桁の暗証番号が必要です。

○窓口交付

場所 市役所1階証明書発行窓口、西出張所

手数料 1通300円

持ってくるもの

- ▷ 本人の場合 本人確認書類(※)
 - ▷ 代理人(家族含む)の場合 代理人の本人確認書類(※)、証明が必要な人からの委任状
- ※本人確認書類とは、マイナンバーカードなどの顔写真付きで官公署が発行したもの、健康保険資格確認書、年金手帳などです。

福祉



80歳、90歳、100歳が対象

高齢者祝金を贈呈

問い合わせ先 高齢課高齢者支援担当

☎(981)0115 ☎(584)3090 ID 1002001

○祝金

9月中旬から順次、高齢者祝金の支給を開始します。

対象・贈呈内容・贈呈方法

▷ 80歳(昭和21年4月1日～同22年3月31日生まれ)および90歳(昭和11年4月1日～同12年3月31日生まれ)の人

5,000円を、各自治会を通じて、または市から贈呈

▷ 100歳(大正15年4月1日～昭和2年3月31日生まれ)の人

1万円を、市から贈呈

※令和8年8月31日現在で春日市に住民登録のある人が対象です。

※101歳以上の人への祝品贈呈は廃止になりました。

○個人情報の取り扱い

市は、各自治会と「高齢者祝金支給事業、敬老祝賀

に係る市長祝辞配付事業及びご近所のつながり活動の推進(災害時に備えた個別避難計画の作成推進)に関する協定書を締結しています。これに基づき、敬老祝金の配付、自治会開催の敬老祝賀会、ご近所のつながり活動などの推進のため、それぞれの対象者名簿(氏名、フリガナ、年齢、住所、6月末および8月末時点のもの)を、各自治会に提供します。

自治会への個人情報の提供に同意しない人は、高齢課に申し出てください。

※今年度から、ご近所のつながり活動で、災害時に備えた個別避難計画の作成を推進するため、協定内容を変更しています。

市政



6月中旬に送付します

令和8年度国民健康保険税(国保税)納税通知書

問い合わせ先 国保医療課国保担当

☎(584)1121 📠(584)1141 ID 1000919

国民健康保険(以下、国保)加入世帯に、令和8年度分の国保税納税通知書を送付します。

※納税通知書の送付後に所得を把握した場合は、税額変更通知書を送付します。

○国保税の計算

令和8年度の国保税は、加入者の人数と、令和7年1～12月の所得から計算します。

40歳以上65歳未満の加入者(介護保険第2号被保険者)は、介護納付金分が加算されます。

令和8年度中に75歳になる加入者は、75歳の誕生日を含む月以降の国保税は含めずに計算しています。

なお、令和8年度は、子ども・子育て支援納付金の

新設、国保税の税率改定、軽減対象世帯の拡大および賦課限度額の引き上げなどの制度改革が行われています。

詳しい計算方法は、納税通知書と同封の「お知らせ」を確認してください。

○納税義務者と申告

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税の納税義務者(擬制世帯主)となります。ただし、一定の条件を満たせば、届け出により国保加入者を納税義務者に変更することができます。

なお、国保加入者と擬制世帯主は、所得の有無にかかわらず、前年中の所得を申告する必要があります。未申告の世帯には申告書を送付していますので、速やかに申告してください。

年金



国民年金第1号被保険者が対象

国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

申請・問い合わせ先

▷南福岡年金事務所国民年金課(〒815-8558福岡市南区塩原3-1-27)

☎(552)6112(自動音声案内②→②を押す)

📠(541)7649

▷市民課年金担当

☎(981)0112 📠(584)1141 ID 1001484

出産予定月または出産月前後の免除期間について国民年金保険料を納付したこととみなし、老齢基礎年金の受給額に反映するものです。

届け出ること、対象者の国民年金納付記録のうち免除期間となる月が納付済みに切り替わります。なお、該当する月の保険料を既に納付している場合は、日本年金機構から返金されます。

出産予定日の6カ月前から届け出できます。

出産後に届け出ていない人も手続きできます。

対象 次の全ての要件を満たす人

▷平成31年2月1日以降に出産した

▷免除期間内に、国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で自営業者、農業者、学生、無職の人など)の期間がある

▷妊娠85日(4カ月)以上で出産予定または出産した(死産、流産、早産を含む)

免除期間 出産予定月または出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は出産予定月または出産月の3カ月前から6カ月間)

申請方法

▷マイナポータルから電子申請する

▷郵送または窓口で届出書を記入する

必要書類

▷母子健康手帳の申請者氏名および出産予定日または出産日が分かるページの写し

※マイナポータルの場合は、画像を添付してください。

※窓口で代理人が手続きする場合は、委任状が必要(同居の親族でも必要)です。

※郵送申請で届出書にマイナンバーを記載した場合は、マイナンバーが分かる書類の写しを同封してください。

○付加保険料

産前産後免除期間中は申し出を受理された月から付加保険料(月額400円)のみを納めることができます。



▲日本年金機構ウェブサイト

市政



入院時の食事代が変わります 食事療養標準負担額

申請・問い合わせ先

- ▷ 国民健康保険について 国保医療課国保担当
☎(584)1121 ☎(584)1141 ID 1000924
- ▷ 後期高齢者医療について 国保医療課医療担当
☎(981)0114 ☎(584)1141

医療機関に入院した時に必要な食費のうち、入院した人が負担する額を「食事療養標準負担額」といいます。

6月1日から「食事療養標準負担額」が変わります。

食事療養標準負担額(1食あたり) 別表参照

注意事項

- ▷ 別表の②または③に当てはまる人が食事療養標準負担額の減額を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。
- ※後期高齢者医療被保険者は、資格確認書の限度区分欄に負担区分の記載の申請が必要です。
- ※医療機関においてマイナ保険証を提示する場合やオンラインで所得区分を確認できる場合は、認定証の提示は不要です。

▷ 別表②に当てはまる人のうち、過去12カ月で90日を超える入院をした人は、長期入院の申請(食費の減額申請)が必要です。

申請の際は、入院日数が分かる書類(領収書など)を提示してください。

別表

| 区分 | | 4月1日から 5月31日まで | 6月1日から | |
|----|------------------------------|----------------------------------|--------|------|
| ① | 一般(②・③以外の人) | 510円 | 550円 | |
| ② | ・住民税非課税世帯(オ) ・低所得II(区分II) | 過去12カ月で 90日までの入院 | 240円 | 270円 |
| | | 過去12カ月で 90日を超える入院 (長期入院該当) | 190円 | 220円 |
| ③ | 低所得I(区分I) | 110円 | 130円 | |

※上記以外の区分については、市ウェブサイトを確認してください。

市政



申請を受け付けます はり・きゅう費の助成と受療証の更新

申請・問い合わせ先

国保医療課国保担当

☎(584)1121 ☎(584)1141 ID 1013048

市国民健康保険に加入している人は、申請をすると、市国民健康保険はり・きゅう受療証の交付を受けることができます。

有効期間は毎年6月末日まで(75歳になる人は75歳の誕生日の前日まで)です。7月1日から有効な受療証は、6月15日(月)から申請を受け付けます。

市指定の「はり・きゅう施術所」で受けた施術について、本人負担額が次のとおりとなります。

助成対象施術 1つの疾病に限り、1日1回、1カ月に10回まで

※2カ所以上の施術所で施術を受けた場合でも、対象となる回数は変わりません。

本人負担額

- ▷ 1術(はりまたはきゅう) : 640円
▷ 2術(はりおよびきゅう) : 760円

申請に必要なもの 届出者の本人確認書類、委任状(別

世帯の人が申請する場合)

※本人確認書類は、公的機関が発行した顔写真付きの証明書(マイナンバーカードなど)であれば1点、顔写真付きのものを持っていない場合は、公的機関が発行した書類などが2点必要です。

注意事項

- ▷ 受療の際は、受療証と市国民健康保険被保険者であることが分かる書類を必ず提示してください。
- ▷ 助成対象外の施術を受ける場合は、別料金です。受療の際は、施術の内容や料金を施術所に確認してください。
- ▷ 後期高齢者医療保険にも同様の制度があります(有効期限は毎年3月末日、4月更新)。詳しくは市ウェブサイト(ID1001028)を見るか、国保医療課医療担当(☎(981)0114)に問い合わせてください。



傍聴しませんか 市議会6月定例会

問い合わせ先 議事課議事担当
☎(584)1113 📠(584)1146 🆔1003681

6月に開かれる議会の日程をお知らせします。

日程・内容

- ▷3日(水): 本会議(議案の上程、提案理由の説明)
- ▷5日(金): 本会議(議案質疑、委員会付託など)・補正予算審査特別委員会
- ▷8日(月)、9日(火)、10日(水): 各常任委員会(議案審査)
- ▷15日(月)、16日(火): 本会議(一般質問)

※ケーブルステーション福岡と動画共有サイトYouTubeで放映予定です。

- ▷17日(水): 各常任委員会(議案採決)
 - ▷18日(木): 補正予算審査特別委員会(議案採決)・各常任委員会(所管事務の調査)
 - ▷19日(金): 各常任委員会(閉会中の調査事件の調整など)
 - ▷22日(月): 本会議(委員長報告、質疑、討論、採決)
- ※都合により、日程が変更になることがあります。



6月中旬に送付します 令和8年度介護保険料納入通知書

問い合わせ先 高齢課介護保険担当
☎(584)1122 📠(584)3090

介護保険料を普通徴収(納付書払いまたは口座振替)で納める人に、令和8年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に送ります。

※特別徴収(年金から差し引き)の人の介護保険料納入通知書は、7月下旬に送ります。

普通徴収の対象 65歳以上で、年金から介護保険料を差し引きされていない人(令和8年4月以降に65歳になった人や他市町村から転入した人、年金の支給額が年間18万円未満の人など)

納期 6月～令和9年3月まで(10回)

※年度の途中から特別徴収が始まる人は、その前月までが納期となります。

○令和8年度の特例

令和7年度の税制改正で給与所得控除が見直されたことにより、令和8年度の介護保険料の算定で特別な調整(特例措置)が行われます。対象の人は、令和8年度の住民税が非課税でも、介護保険料の算定では課税とみなす場合があります。詳しくは、納入通知書と同封のチラシを見てください。

対象 次の全てに該当する人

- ▷令和8年1月1日および4月1日時点で、春日市に住居登録がある
- ▷令和7年中の給与収入が55万1,000円以上190万円未満である



推薦してください 市民表彰候補者

提出・問い合わせ先 総務課総務担当(〒816-8501春日市役所)
☎(981)0117 📠(584)1142 🆔1005717

市は、さまざまな分野で市に貢献した人や市民の模範となる人などを表彰しています。受賞者は、表彰審査委員会で審査の上、決定します。

表彰式は11月3日(火)・(祝)に行います。

表彰区分・対象

- ▷市民功勞表彰
地域の振興や市政の発展、市民生活の向上などに寄与し、功績があった人や団体
- ▷市民活動表彰
ボランティアや善行などの活動において功績があった人や団体
- ▷市民文化賞
学術や芸術、文化活動で活躍した人や団体
- ▷市民スポーツ賞
スポーツ活動で全国的に活躍した人や団体(例: 全国大会3位以上など)

推薦方法 6月30日(火)(必着)までに郵便または窓口で推薦書を提出する

※提出書類は返却しません。

推薦書・要領配布場所 総務課窓口、いきいきプラザ、ふれあい文化センター旧館(文化スポーツ課)、市民図書館、総合スポーツセンター、奴国の丘歴史資料館

※市ウェブサイトでも入手できます。



負担限度額認定の申請を受け付けます

介護保険施設などにおける食費・居住費(滞在費)

申請・問い合わせ先 高齢課指定指導担当(〒816-8501春日市役所)

☎(981)0116 📠(584)3090 📠 1006272

介護保険施設やショートステイ利用時の食費・居住費(滞在費)について、低所得者に負担軽減を行っています。

現在認定を受けている人の有効期間は、7月31日(金)までです。期限内に更新手続きをしてください。

なお、8月からは第3段階の食費・居住費(滞在費)の金額の変更などが行われますので注意してください。

対象 別表1参照

負担限度額(1日当たり) 別表2参照

申請に必要なもの

- ▷ 介護保険負担限度額認定申請書(裏面:同意書)
- ▷ 本人および配偶者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ▷ 介護保険被保険者証(写し可)
- ▷ 本人および配偶者の全ての通帳の写し(直近の最終残高を記載したページ、銀行・支店名、口座番号、口座

名義が分かるページ、定期預金のページなど)

注意事項

- ▷ 預貯金などが段階ごとに定められた額を超える場合は軽減が受けられません。
- ▷ 有価証券などの資産があれば、現在の評価額が分かるものを添付してください。
- ▷ 預貯金について、必要があると判断した場合には、申請書裏面の同意書に基づき、金融機関に照会することがあります。
- ▷ 虚偽や不正行為によりサービス費の給付を受けた場合は、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算額が課されます。

申請方法 7月3日(金)(必着)までに郵便または窓口で必要書類を提出する

※決定通知は、7月末に送付予定です。

※期限後も随時受け付けますが、審査に時間を要するため、決定通知が遅れることがあります。なお、申請日が8月以降の認定期間は申請日の属する月の初日からとなります。

別表1

| 利用者負担段階 | 対象者 | 預貯金等資産要件(※2) |
|---------|---|------------------------------|
| 第1段階 | ・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、老齢福祉年金を受給している人 ・生活保護を受給している人 | 単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下 |
| 第2段階 | ・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で82万6,500円以下の人 | 単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下 |
| 第3段階① | ・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で82万6,500円超120万円以下の人 | 単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下 |
| 第3段階② | ・世帯全員(※1)が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が年間で120万円超の人 | 単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下 |

※1 世帯分離をしている配偶者も含まれます。

※2 介護保険第2号被保険者(40~64歳の人)の預貯金等資産要件は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。

別表2

(日額)

| 利用者負担段階 | 居住費 | | | | | | 食費 | |
|-----------|---------|-------------|--------|-----------|-------|-----------|--------|----------|
| | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | | 多床室 | | 施設サービス | 短期入所サービス |
| | | | ①特養など | ②老健・医療院など | ①特養など | ②老健・医療院など | | |
| 第1段階 | 880円 | 550円 | 380円 | 550円 | 0円 | | 300円 | |
| 第2段階 | 880円 | 550円 | 480円 | 550円 | 430円 | | 390円 | 600円 |
| 第3段階(1) | 1,370円 | 1,370円 | 880円 | 1,370円 | 430円 | | 680円 | 1,030円 |
| 第3段階(2) | 1,470円 | 1,470円 | 980円 | 1,470円 | 530円 | 530円③ | 1,420円 | 1,360円 |
| 一般(基準費用額) | 2,066円 | 1,728円 | 1,231円 | 1,728円 | 915円 | 697円③ | 1,545円 | |

※ 認定を受けた段階の負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます。

※ ①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合、②は介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護の場合です。

※ ③は室料を徴収しない場合、第3段階(2)は430円、一般(基準費用額)は437円になります。

募集

申請を受け付けます



令和8・9年度競争入札参加資格審査(追加)

申請・問い合わせ先 財政課契約担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1144 📠(584)1145 🆔 1003882

令和8・9年度に市が実施する競争入札の参加資格の認定を受けたい事業者は、次のとおり申請してください。
※資格要件や申請方法など、詳しくは市ウェブサイトを見てください。

申請期間 6月1日(月)～令和9年10月31日(日)(消印有効)

資格の有効期間 資格認定日～令和10年3月31日

※入札によらない契約の場合も、原則として競争入札の参加資格を有していることが契約の条件となります。

※契約金額が少額である契約に限定した資格の申請も同時に受け付けています。

募集

入居者を募集します



市営住宅(抽選方式)

応募・問い合わせ先 管財課管財担当(〒816-8501春日市役所)

☎(584)1119 📠(584)1145 🆔 1001324

応募方法など詳しくは、6月10日(水)から配布する募集案内書を確認してください。

募集案内書と申込書は、市ウェブサイトまたは管財課窓口、いきいきプラザで入手できます。

主な申込資格

- ▷入居予定の申込者が市内に住んでいるか、市内に1年以上勤務している
 - ▷世帯全員の収入から、諸控除を引いた月収額が一定基準以内(収入基準は世帯構成や住宅の種類により異なる)
 - ▷入居予定の申込者が成人であり、原則として同居する親族がいる
- ※60歳以上の人、障がい者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている人、生活保護を受給している人、DV被害者などは、単身で申し込みができる場合があります。

募集住宅

- 若草市営住宅(弥生1-1)
 - ▷一般世帯向住宅(単身入居可能住宅あり)
 - 2DK:3戸
 - 3DK:2戸
- 欽修市営住宅(桜ヶ丘8-5)
 - ▷一般世帯向住宅(単身入居可能住宅あり)
 - 2DK:4戸
- 大和市営住宅(大和町1-4-1)
 - ▷一般世帯向住宅(単身入居可能住宅あり)

2DK:1戸

3DK:1戸

○双葉市営住宅(千歳町1-16-1)

▷一般世帯向住宅(単身入居可能住宅あり)

2DK:25戸

3DK:7戸

2LDK:4戸

4DK:6戸

▷子育て世帯向住宅

3DK:5戸

4DK:6戸

▷車いす常用者向住宅

2DK:2戸

○上白水市営住宅(上白水3-40)

▷一般世帯向住宅

3DK:1戸

月額家賃 2万800円～(間取りや築年数、世帯全員の収入などによる)

※家賃は毎年変動します。

応募期間 6月10日(水)～19日(金)(消印有効)

※先着順ではありません。

応募方法 市ウェブサイトから申し込むか、郵便で申込書を提出する

入居までの流れ

▷抽選会・抽選結果発表 7月下旬

※高齢者、障がい者、ひとり親、子育て、DV被害者の世帯などは抽選の際に優遇措置があります(条件あり)。

※結果発表後、当選者の資格審査を行います。

▷入居予定 9月ごろ(双葉市営住宅は12月ごろ)

募集

思い出に残る式典を作りませんか

令和9年春日市二十歳のつどい実行委員募集

応募・問い合わせ先 地域教育課地域教育担当

☎(981)0101 📠(584)1153 📠 1007140

対象 春日市にゆかりのある、平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人

活動内容 式典の運営、アトラクションや記念品の企画など

※月2回程度、話し合いを行います。第1回目は8月上旬に実施する予定です。

応募方法 7月24日(金)までに市ウェブサイトから申し込む

○令和9年春日市二十歳のつどい

日時 令和9年1月11日(月)・(祝)

午前10時30分～(開場：午前10時)

場所 クローバープラザ大ホール(原町3-1-7)



▲式典の様子

▲市ウェブサイト
(実行委員募集)

福祉

7月1日は「更生保護の日」

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

問い合わせ先 人権男女共同参画課人権男女共同参画担当

☎(584)1201 📠(584)1181

市は、更生保護活動への理解を深め、犯罪や非行のない地域づくりを考える機会になるよう「社会を明るくする運動」を推進しています。

○更生保護とは

罪を犯した人たちの立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥らないよう支援することです。この活動には、保護司をはじめ、多くの人たちが関わっています。

▷保護司

法務大臣から委嘱を受け、地域で更生保護活動を行うボランティアです。

▷協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者を、事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。

※保護司や協力雇用主の活動に関心がある人は、問い合わせてください。

○第76回「社会を明るくする運動」推進大会(無料)

手話通訳もあります。

日時 7月11日(土)

午前10時～午後0時10分(予定)

場所 ふれあい文化センターサンホール

内容 小学生による作文の発表(「社会を明るくする運動」作文コンクールの優秀作品)など

○保護司一覧(50音順、敬称略)

・内野明浩
・金堂雅文
・金堂実
・木本美香
・神代憲暁
・黒岩勇基
・白山義章

・白水浩樹
・杉田美奈子
・染原利幸
・竹中力
・立野勇樹
・長野義雄
・原克巳

※令和8年4月1日現在

・藤井卓
・本河鉄也
・松尾真司
・松尾秀則
・松本孝明
・宮崎泰三郎
・森二三夫



▲昨年の「社会を明るくする運動」推進大会の様子

環境・生活



素手で触らないで

セアカゴケグモ(毒グモ)に注意

問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1147 🆔 1001284

特定外来生物に指定されているセアカゴケグモは、市内でも発見されています。

攻撃性はなく、素手で触らない限りかまれることはありません。発見したときは、慌てずに駆除してください。

特徴

- ▷メスの体長は約1cm、全体は黒く、背に赤色の帯状の模様
- ▷卵の入ったふくろである「卵のう」は約1cm

生息場所の例

- ▷直射日光が当たらない場所
- ▷コンクリートブロックの穴や側面
- ▷植木鉢やプランターの側面
- ▷車の下
- ▷フェンスの隙間
- ▷側溝の中

駆除と処分の方法

- ▷市販の殺虫剤をかけるか踏みつづす
- ▷駆除した後は、割り箸などでつまんでビニール袋に入

れ、燃えるごみに出す

- ▷卵のうは殺虫剤が効きにくいいため踏みつづして駆除する

かまれた時の症状

- ▷針で刺したような痛みを感じ、発汗や吐き気などの症状が出ることもある
- ▷ほとんどが軽症で済むが、重症化する場合もある

かまれた場合の対処法

- ▷温水やせっけんで傷口を洗い、病院で治療を受ける
- ▷受診する時は、かんだグモの種類が分かるように、グモを殺して持参する

日頃から気を付けること

- ▷清掃や花壇の手入れなど野外作業を行う場合は、長袖、長ズボン、手袋などを着用する
- ▷小さな子どもが遊ぶときは、生息場所となるようなところに近づかないよう保護者が見守る



▲メスの体長は約1cm
全体は黒く、背に赤色の模様



▲卵が入った「卵のう」は約1cm

環境・生活



費用を補助します

飼い主のいないネコの不妊去勢手術

申請・問い合わせ先 環境課生活環境担当

☎(584)1111(代) 📠(584)1147 🆔 1001270

飼い主のいないネコに、かわいそうだという気持ちで餌を与えるだけでは、ふん尿被害や鳴き声などで近所とのトラブルに発展してしまいます。

また、無責任な餌やりによってネコが繁殖し、病気や事故も増加します。

屋外で世話をする場合は、周囲へ配慮し、責任を持って行いましょう。

周囲への配慮

- ▷餌は自宅敷地内などの許可が得られている場所で行い、置きっ放しやバラマキをしない
- ▷ふん尿は掃除し、ネコ用トイレを設置する
- ▷繁殖しないように不妊去勢手術をする
- ▷近所の理解を得られるようにする

不妊去勢手術

飼い主のいないネコを増やさないため、不妊去勢手術を受けさせましょう。手術をすることで次のようなメリットがあります。

- ▷発情が無くなり、鳴き声やけんか行動が減少する
- ▷マーキング行動が収まり、尿の臭いが軽減する
- ▷繁殖のストレスから解放され、穏やかになる

○不妊去勢手術費補助事業

市は、飼い主のいないネコの不妊去勢手術補助事業を行っています。希望する人は、必ず手術前に申請してください。

補助上限額

- ▷不妊手術：2万6,000円
- ▷去勢手術：1万6,000円

※補助には条件があります。詳しくは問い合わせてください。

子育て・教育

赤ちゃんの駅を利用しませんか



登録施設も募集中

申込・問い合わせ先 子育て支援課こども相談担当

☎(584)1015 📠(501)0051 📠 1001604

市は、赤ちゃんや小さな子どもと一緒に外出しやすい、子育てしやすいまちづくりを目指し、「赤ちゃんの駅」の登録を進めています。

赤ちゃんの駅は、乳幼児を連れて外出している保護者が、授乳やおむつ替えなどで気軽に立ち寄ることができる施設で、ピンクのステッカーや、のぼりが目印です。出掛けるときは、気軽に利用してください。

赤ちゃんの駅登録施設は市ウェブサイトを見てください。

○赤ちゃんの駅登録施設募集

①授乳・搾乳の場所②ミルク用のお湯③おむつ交換の

場所のいずれか1つでも提供可能な施設が登録できます。スーパーマーケット、飲食店、医療・福祉施設など、協力してもらえる施設を募集しています。社会全体で子育てを応援しましょう。

登録方法 次のQRコードから申し込むか、子育て支援課に申込用紙を提出する

※詳しくは問い合わせてください。

▲市ウェブサイト
(赤ちゃんの
駅登録施設)▲赤ちゃんの駅
登録申込フ
ォーム

講演講座

スマホの疑問を解決しませんか



スマホ教室@スマサポ号(無料)

申込先 ソフトバンク専用コールセンター

☎0800(111)9442(午前9時～午後5時、土・日曜日、祝日も可)

問い合わせ先 デジタル政策課デジタル政策担当

☎(584)1118 📠(584)1145 📠 1011730

専用車「スマサポ号」内で受講する、オンライン形式の教室です。

自分のスマートフォン(スマホ)を使って受講できます。

別表 6月開催スケジュール

| 期日 | 午前11時～正午 | 午後0時30分～1時30分 | 午後2時30分～3時30分 | 午後3時45分～4時45分 | 場所 |
|------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------|
| 1日 (月) | スマホを触ってみよう※1 | スマホの使い方 (入門編)※2 | スマホの使い方 (基礎編)※3 | スマホの使い方 (応用編)※4 | いきいきプラザ |
| 8日 (月) | スマホを触ってみよう※1 | スマホの使い方 (入門編)※2 | スマホの使い方 (基礎編)※3 | スマホの使い方 (応用編)※4 | 市役所 |
| 15日 (月) | スマホの使い方 (基礎編)※3 | スマホの使い方 (応用編)※4 | スマホのセキュリティ について※5 | LINEでコミュニケーション ※6 | いきいきプラザ |
| 22日 (月) | フィルタリングと ネットの危険性※7 | スマホのセキュリティ について※5 | スマホの使い方 (基礎編)※3 | スマホの使い方 (応用編)※4 | 市役所 |
| 29日 (月) | スマホを触ってみよう※1 | スマホの使い方 (入門編)※2 | スマホの使い方 (基礎編)※3 | スマホの使い方 (応用編)※4 | 市役所 |

※1 マップを使いながらスマホの指の操作を学ぶ、カメラ、音声アシスタント機能

※2 スマホの画面の見方、電話、文字入力、メール

※3 マップを使いながら基本操作、ルート検索、カメラの撮影、動画の撮影、QRコード読み取り

※4 インターネットの調べ方、音声操作、アプリの追加方法、移動方法

※5 よくある不安、詐欺の手口、安全な使い方

※6 トークの送り方、写真・スタンプの送り方、グループトークの作り方、ビデオ通話の仕方

※7 スマホの危険、フィルタリングを使用するために

貸出用のスマホも用意していますので、スマホを持っていない人も受講できます。

日時・場所・内容 別表参照

定員 各3人(申込先着順)

申込方法 開催日前日の午後5時までにソフトバンク専用コールセンターに電話で申し込む

※予約に空きがある場合は、当日参加も可能です。